

北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則

北上市行政手続における個人番号の利用等規則（平成27年北上市規則第33号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (個人番号を利用できる事務) 第2条 次の各号に掲げる条例別表第1各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とする。 (1)～(5) [略] | (個人番号を利用できる事務) 第2条 次の各号に掲げる条例別表第1各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とする。 (1)～(5) [略] <u>(6) 第6項 住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報に対する付番及び管理に関する事務</u> (特定個人情報の機関内利用) 第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。 (1) 第1項 北上市子ども等福祉医療費給付条例による受給者証の交付の申請の受理又は当該申請に係る資格確認に関する事務及び同条例による給付の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務 次に掲げる情報 ア・イ [略] |
| (2) 第2項 北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱（平成12年北上市告示第89号）による利用者負担額の軽減の申請の受理又は当該申請の審査に関する事 | <u>ウ 本人、保護者、配偶者又は扶養義務者で主として生計を維持するものの住登外者宛名情報</u> (2) 第2項 北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱（平成12年北上市告示第89号）による利用者負担額の軽減の申請の受理又は当該申請の審査に関する事 |

務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

- (3) 第3項 北上市家族介護用品支給事業実施要綱（平成12年北上市告示第96号）による介護用品の支給の申請の受理又は当該申請の審査に関する事務 要介護者及び要介護者を介護している世帯全員の市民税に関する情報

- (4) [略]

- (5) 第5項 北上市在宅重度障害者家族介護慰労手当支給要綱（平成16年北上市告示第34号）による慰労手当の支給の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務及び同要綱による世帯現況届又は氏名（住所）変更届の受理に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

- (6) 第6項 北上市在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業実施要綱（平成17年北上市告示第21号）による電気料金の一部助成に係る認定の申請若しくは認定の変更の申請の受理又は当該申請の審査に関する事務及び同要綱による資

務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 世帯全員の住登外者宛名情報

- (3) 第3項 北上市家族介護用品支給事業実施要綱（平成12年北上市告示第96号）による介護用品の支給の申請の受理又は当該申請の審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 要介護者及び要介護者を介護している世帯全員の市民税に関する情報

イ 要介護者及び要介護者を介護している世帯全員の住登外者宛名情報

- (4) [略]

- (5) 第5項 北上市在宅重度障害者家族介護慰労手当支給要綱（平成16年北上市告示第34号）による慰労手当の支給の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務及び同要綱による世帯現況届又は氏名（住所）変更届の受理に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の住登外者宛名情報

- (6) 第6項 北上市在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業実施要綱（平成17年北上市告示第21号）による電気料金の一部助成に係る認定の申請若しくは認定の変更の申請の受理又は当該申請の審査に関する事務及び同要綱による資

格喪失届の受理に関する事務 特別児童扶養手当の支給の実施、障害基礎年金の支給の実施及び障害等級に関する情報

(7) 第7項 北上市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第35号）による補聴器購入費の助成の申請の受理又は調査書の作成及び当該申請に係る審査に関する事務 世帯全員の市民税に関する情報

(8) 第8項 北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第36号）による日常生活用具購入費の助成の申請の受理又は調査書の作成及び当該申請に係る審査に関する事務 次に掲げる情報
ア～ウ [略]

(9) 第9項 北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例（平成26年北上市条例第16号）による保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所の副食の提供に要する費用の徴収の免除の決定に関する事務 次に掲げる情報
ア～ウ [略]

格喪失届の受理に関する事務 次に掲げる情報

ア 特別児童扶養手当の支給の実施、障害基礎年金の支給の実施及び障害等級に関する情報

イ 住登外者宛名情報

(7) 第7項 北上市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第35号）による補聴器購入費の助成の申請の受理又は調査書の作成及び当該申請に係る審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 世帯全員の市民税に関する情報

イ 世帯全員の住登外者宛名情報

(8) 第8項 北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第36号）による日常生活用具購入費の助成の申請の受理又は調査書の作成及び当該申請に係る審査に関する事務 次に掲げる情報
ア～ウ [略]

エ 世帯全員の住登外者宛名情報

(9) 第9項 北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例（平成26年北上市条例第16号）による保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所の副食の提供に要する費用の徴収の免除の決定に関する事務 次に掲げる情報
ア～ウ [略]

エ 児童の保護者、扶養義務者及び世帯全員の住登外者宛

(10) 第10項 北上市私立幼稚園給食費給付事業実施要綱（令和元年北上市告示甲第18号）による給食費給付金の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(11) 第11項 北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例による幼稚園の副食の提供に要する費用の徴収の免除の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(12) 第12項 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 次のアからカまでに掲げる事務の区分に応じ、当該アからカまでに定める情報

ア 生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準じるもの（以下この号において「要保護外国人等」という。）に係る次に掲げる情報
(ア)～(ケ) [略]

名情報

(10) 第10項 北上市私立幼稚園給食費給付事業実施要綱（令和元年北上市告示甲第18号）による給食費給付金の申請の受理又は当該申請に係る審査に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 児童の保護者、扶養義務者及び世帯全員の住登外者宛名情報

(11) 第11項 北上市特定教育・保育施設等の運営の基準条例による幼稚園の副食の提供に要する費用の徴収の免除の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア～ウ [略]

エ 児童の保護者、扶養義務者及び世帯全員の住登外者宛名情報

(12) 第12項 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 次のアからカまでに掲げる事務の区分に応じ、当該アからカまでに定める情報

ア 生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準じるもの（以下この号において「要保護外国人等」という。）に係る次に掲げる情報
(ア)～(ケ) [略]

(コ) 住登外者宛名情報

イ 生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始又は同条第9項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

ウ 生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

エ 生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

オ 生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

カ 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

（特定個人情報の他機関への提供）

第4条 次の各号に掲げる条例別表第3各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

(1) 第1項 第2条第2号に掲げる事務 次に掲げる情報

イ 生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始又は同条第9項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(コ)までに掲げる情報

ウ 生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(コ)までに掲げる情報

エ 生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(コ)までに掲げる情報

オ 生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(コ)までに掲げる情報

カ 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(コ)までに掲げる情報

（特定個人情報の他機関への提供）

第4条 次の各号に掲げる条例別表第3各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

(1) 第1項 第2条第2号に掲げる事務 次に掲げる情報

| | |
|---|---|
| <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 第2項 第2条第3号に掲げる事務 次に掲げる情報 ア・イ [略]</p> <p>(3) [略]</p> | <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 世帯全員の住登外者宛名情報</u></p> <p>(2) 第2項 第2条第3号に掲げる事務 次に掲げる情報 ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 世帯全員の住登外者宛名情報</u></p> <p>(3) [略]</p> |
|---|---|

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。